

「石川県と海外の連携協定締結に向けた関係構築事業」 委託仕様書

1 委託事業の内容

- (1) 海外連携基礎調査の対象8か国のうちの4か国（現時点ではインドネシア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギスを想定（以下、「対象国」という。））程度に立地する高等教育機関及び送出機関（以下「連携候補先」という。）との連携協定締結に向けた各種調整及び締結に必要な各種準備（協定締結に先立つ現地視察の手配及び同行を含む）
- (2) 対象国の連携候補先に所属する日本就労希望者を対象とした、石川県・県内企業の魅力発信オンラインセミナーの開催及び開催前後の連絡調整
- (3) 対象国の連携候補先に所属する日本就労希望者と県内企業とのオンライン交流会の開催及び開催前後の連絡調整
- (4) 対象国等に在住する石川県への就労希望者対応及び石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）への情報伝達
- (5) その他、対象国の連携候補先との連携協定締結に必要な業務

2 委託事業の詳細

(1) 対象国の連携候補先との連携協定締結に向けた各種調整及び締結に必要な各種準備

- (ア) 海外連携基礎調査の対象国に立地する機関のうち、石川県との連携可能性が高い候補先（2機関程度を想定）に個別連絡を取り、人材の育成方法、送出し可能分野、石川県との連携協定締結意思などを確認するためのオンラインミーティングをセットすること。また、継続協議になる場合は、次回開催にかかる日程調整やURLの発行等、必要な対応を行うこと。
- (イ) オンラインミーティングにあたり、連携候補先が日本語に不得手な場合は、対象国における主要な言語と日本語の通訳者を手配し、ミーティングに同席させること。
- (ウ) ミーティングに必要な資料について、対象国における主要な言語に翻訳を行うこと。
- (エ) ミーティングの議事録を日本語で作成し、機構に提出すること。
- (オ) 育成人材の質、育成方法、送出し可能分野、石川県との連携協定締結意思などを総合的に勘案し、県が指定する対象国の連携候補先について実際に訪問を行う現地視察の手配を行うこと。また、現地視察に言語対応が可能な者（所属や国籍等は問わない）が1名以上同行すること。なお、当該視察に同行する者は委託者の従業員かどうかは問わないが、身元が保証されており、かつ、日本語での意思疎通ができる者であること。なお、現地視察は、可能な限り令和8年7月から10月までの間に行うものとする。なお、同年11月以降になる場合は、予め委託者と協議すること。
- (カ) 連携協定締結に向けた合意が対象国の連携候補先等から得られた際には、協定書のリーガルチェックや翻訳、協定締結にかかる段取り手配（会場手配、締結者の渡航手配等を想定）等、締結に必要な準備を県の指示を仰ぎながら行うこと。

(2) 対象国の連携候補先に所属する日本就労希望者を対象とした、石川県・県内企業の魅力発信オンラインセミナーの開催及び開催前後の連絡調整

- (ア) 開催回数は、インドネシアは3回程度その他の国は1回程度とすること。また、これらについて、令和8年末までに実施すること。

- (ウ) 開催方法は、オンライン開催とし、録画データおよび文字起こしを機構に納品すること。
- (エ) 内容については、本県の魅力及び県内企業の強み、働きがいの紹介等、石川県での就労意欲の喚起を図る内容とし、県及び機構と十分に協議して決定すること。なお、当該セミナーにおける石川県及び県内企業の説明は原則として日本語で行うため、対象国における主要な言語で通訳を行うこと。
- (オ) 開催にあたり選定した対象国の連携候補先と事前に個別の連絡調整を十分に行うこと。
- (カ) 参加者に、機構が作成するアンケート（web アンケートを想定）を実施するとともに、日本語による結果の集計を行い機構に報告すること。（キ）集客にかかるチラシの作成を行うこと。なお、チラシについては、対象国の言語で作成し、連携候補先の日本就労希望者等に配付すること。配布は電子メール等の電子媒体で差し支えない。
- (ク) 選定した対象国の連携候補先と連携し、対象国において広く利用されている SNS 等も活用して集客を行うこと。
- (コ) セミナー参加者等からの問い合わせ等に対応する窓口を設置し、回答可能な内容については迅速な回答を行うとともに、回答が難しい案件については、適宜機構に対して日本語で照会を実施すること。また、機構や県内企業からセミナー参加者等への伝達事項（個別照会も含む）等を、対象国における主要な言語で配信すること。

(3) 対象国の連携候補先に所属する日本就労希望者と県内企業とのオンライン交流会の開催及び開催前後の連絡調整

- (ア) 開催回数は、インドネシアは2回程度、その他の国は1回程度とすること。また、これらについて、令和8年末までに開催すること。
- (イ) 開催方法は、オンライン開催とすること。
- (ウ) 内容については、本県での就労に興味を持つ対象国在住人材と、外国人材の受け入れに積極的な県内企業の直接交流を予定していることから、円滑な意思疎通が図れるよう、対象国における主要な言語と日本語の通訳者を必要数手配すること。
- (エ) 参加する県内企業の選定は県及び機構と十分に協議して決定すること。また選定企業と事前に個別調整を十分に行い、自社の魅力等を参加者に伝達できるよう支援を行うこと。
- (オ) 参加者については、主に（2）のセミナー参加者で石川県への就労に関心を持つ者とし、電話、メールに加え、対象国において広く使用されている SNS 等も活用し、集客に努めること。
- (カ) 県内企業は各自企業の紹介資料を作成するため、当該企業が依頼する場合は対象国における主要な言語に翻訳を行うこと。
- (キ) 参加者に、機構が作成するアンケート（web アンケートを想定）を実施するとともに、日本語による結果の集計を行い機構に報告すること。
- (ク) 交流会参加者等からの問い合わせ等に対応する窓口を設置し、回答可能な内容については迅速な回答を行うとともに、回答が難しい案件については、適宜機構に対して日本語で照会を実施すること。また、機構や県内企業から交流会参加者等への伝達事項（個別照会も含む）等を、対象国における主要な言語で配信すること。

(4) 対象国等に在住する石川県への就労希望者対応及び県内企業とのマッチングを担う機関への情報伝達

- (ア) オンラインセミナー及び交流会参加者のうち、石川県への就労を希望する者（以下「求

職者」という。)の情報を取りまとめること。また、求職者からの問い合わせ等に対する個別対応を行うこと。

(イ) 求職者情報を機構に伝達し、機構が別途設置する外国人就労相談窓口でのマッチングを依頼すること。

3 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託事業者は、受託事業者が行う業務を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、機構と協議の上、業務の一部を再委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託事業者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託事業者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

4 著作権等の取扱い

(1) 本事業の実施に伴う著作権その他知的財産権は、県及び機構に帰属するものとする。

(2) 本事業の実施にあたり、第三者が権利を有する著作権その他知的財産権が及ぶものを使用する際には、使用に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託事業者が負うこと。

5 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、機構と協議の上定めることとする。

(2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。